

和歌山県立医科大学教育研究開発センター I R 部門規程

制 定 令和4年3月17日和医大規程第107号

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学教育研究開発センター規程第7条の規定に基づき、和歌山県立医科大学教育研究開発センター I R 部門（以下「I R 部門」という。）の組織及び運営に関する事項を定め、もって医学部、保健看護学部及び薬学部の教育の質保証や質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における I R (Institutional Research) とは、第1条の目的を達成するため、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の教育活動に関するデータの収集、管理、分析及び情報提供し、本学の意思決定を支援するための調査研究を行うことをいう。

(業務)

第3条 I R 部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の成績に関するデータ収集、管理、分析及び情報提供に関すること。
- (2) カリキュラムや教育活動に関するデータ収集、管理、分析及び情報提供に関すること。
- (3) 卒業後のキャリアに関するデータ収集、管理、分析及び情報提供に関すること。
- (4) 学長からの諮問のあった事項に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な業務。

(組織)

第4条 I R 部門は、次に掲げる教職員をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 部門の専任教職員
- (4) 医学部教員
- (5) 保健看護学部教員
- (6) 薬学部教員
- (7) 事務局職員

(委員会)

第5条 第2条各号の業務を審議するため、I R 部門に I R 検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 医学部長
- (4) 保健看護学部長
- (5) 薬学部長
- (6) 学生部長
- (7) 入試センター長
- (8) 教育研究開発センター教員
- (9) その他部門長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は部門長をもって充て、副委員長は副部門長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学部委員会)

第8条 IR部門に、必要に応じて学部委員会を置くことができる。

2 前項の学部委員会の組織、運営、情報管理等については、別に定める。

(庶務)

第9条 IR部門の庶務は、事務局学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、IRに関し必要な事項は、IR部門が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。